

令和 5 年 11 月 16 日
大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

セキュリティトークン取引に係る私設取引システムの開設に関する変更登録、変更認可の取得および当該取引市場名決定のお知らせ

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（本社：大阪市北区、代表取締役社長：舩 仁雄、以下「当社」）は、既に上場有価証券取引に係る私設取引システム（以下「PTS」）を開設しているところですが、セキュリティトークン（以下「ST」）取引に係る PTS 開設に必要となります変更登録（令和 5 年 11 月 7 日付）及び変更認可（同年 11 月 15 日付）を金融庁より認めていただきましたのでお知らせいたします。

また、ST の PTS の取引市場名は、「START（スタート）」といたします。日本初の“ST”のセカンダリー市場が“スタート”し、流動性が増すことで、さらなる資金調達の機会が生まれ、ST 市場がより発展していくことを期待しての命名となります。

なお、当社では年内の START における売買取引開始に向けて引き続き邁進して参ります。

<START のロゴ>



<金融商品取引法に係る表示>

商号等	大阪デジタルエクスチェンジ株式会社	金融商品取引業者
登録番号	関東財務局長（金商）第 3328 号	
加入協会	日本証券業協会	

【本プレスリリースに関するお問い合わせ先】

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社 経営管理部 03-4510-6500